相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡加美町鳥屋ヶ崎字山添三〇番地、最後の住所東京都中央区新川二丁目一二番三号サニーパレス京橋

被相続人　亡　内海　晶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十三日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市富貴ケ丘六番町三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中井　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十三日

三重県松阪市新町五―九五一杉野ビル二階

相続財産管理人　弁護士　山越　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市平尾三一三一番地四、最後の住所三重県名張市平尾三一三一番地四平尾グリーンハイツ1―E

被相続人　亡　藤村　注夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十三日

大阪市北区浪花町一四番三三号　泉司法書士事務所　相続財産管理人　泉　康生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区勝山三丁目二六番地、最後の住所大阪市西区北堀江一丁目二二番一一―八〇二号　被相続人　亡　中川佳與子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十三日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社シンクス　株式会社シンクス　福岡市東区筥松一丁目一一番三号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年九月十三日

福岡市東区筥松一丁目一一番三号

株式会社シンクス

代表取締役　野村　庄次

第61期決算公告

平成24年8月31日

東京都品川区西五反田2丁目31番8号

日本ヘルメチックス株式会社

代表取締役　髙木　慧

貸借対照表の要旨

（平成24年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	427,360
	固定資産	143,181
	合計	570,541
負債及び純資産の部	流動負債	140,522
	株主資本	430,019
	資本金	20,000
	利益剰余金	410,019
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	398,019
	（うち当期純利益）	(15,318)
	合計	570,541

第32期決算公告　平成24年9月13日

大阪府東大阪市高井田本通1丁目6番7号

須恵宏電設株式会社

代表取締役　松下　禎男

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	30,040
	固定資産	5,894
	資産合計	35,934
負債及び純資産の部	流動負債	7,372
	固定負債	16,340
	負債合計	23,712
	株主資本	12,222
	資本金	12,000
	利益剰余金	222
	その他利益剰余金	222
	（うち当期純利益）	(133)
	純資産合計	12,222
	負債・純資産合計	35,934

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とし、減少額の全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十月十七日であり、株主総会の決議は、平成二十四年八月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年九月十三日

大阪府東大阪市高井田本通一丁目六番七号

須恵宏電設株式会社

代表取締役　松下　禎男

第22期決算公告

平成24年9月13日

東京都江東区潮見二丁目1番22号

株式会社久米エンジニアリングシステム

代表取締役　川部　武郎

貸借対照表の要旨

（平成24年5月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	251,171
	固定資産	15,474
	合計	266,645
負債及び純資産の部	流動負債	46,520
	株主資本	220,125
	資本金	20,000
	資本剰余金	200,125
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	195,125
	（うち当期純利益）	(3,806)
	合計	266,645

第55期決算公告　平成24年9月13日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目6番5号

新興金属株式会社

代表取締役　石原　徹

貸借対照表の要旨（平成23年11月20日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,543
	固定資産	1,229
	合計	2,772
負債及び純資産の部	流動負債	1,971
	固定負債	776
	株主資本	25
	資本金	118
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	△ 192
	その他利益剰余金	△ 192
	（うち当期純損失）	(16)
	自己株式	△ 1
	合計	2,772

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年九月十三日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目六番五号

新興金属株式会社

代表取締役　石原　徹